平成２４年（フ）第１００８号
堺市堺区三宝町５丁281番地　クレドール三宝204号
債務者　松原　孝治
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１０９号
堺市美原区黒山845番地
債務者　大石　智子（旧姓牟田）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１２１号
堺市堺区材木町西２丁１番９―301号、住民票上の住所堺市堺区材木町西２丁２番10―1006号
債務者　河盛　秀治
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３６号
大阪府河内長野市木戸町683番地の１　ドムス千代田110号、前住所大阪府八尾市東山本新町８丁目20番９号
債務者　秋山　典之
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
岡山県倉敷市福島804番地16　アメニティ福島Ａ102
債務者　牛渡　庸仁
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
岡山県倉敷市中島908番地
債務者　藤城　　豪
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
岡山県笠岡市笠岡5891番地２　ジョイフル日東１号
債務者　髙橋　一実
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
高知市横浜新町１丁目302番地　市住78号
債務者　菅　　雅哉
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４６号
高知県香美市土佐山田町東本町１丁目４番31号
債務者　藤本　重雄
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８２号
高知市稲荷町170番地１　セルヴィ21知寄町810号
債務者　南　　裕一
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８５号
高知市高須新町１丁目13番18号
債務者　坂本　直人
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８７号
高知県香美市土佐山田町楠目字五反畑1531番６、住民票上の住所高知県香美市土佐山田町楠目59番地１
債務者　恒石　信介
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６３６号
熊本市中央区帯山八丁目５番34―201号　フレグランスハイツＢ
債務者　廣田　禎三
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４０７号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目27番17―11号
債務者　木藤　延子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
北海道岩見沢市東町１条８丁目922番地３　道営住宅11―３　401号室
債務者　小林　恵美
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１６４号
北海道登別市鷲別町４丁目21番地２　ラメール中村101、前住所北海道登別市登別東町２丁目15番地32
債務者　上口　　勉
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５９５号
神奈川県秦野市寺山1213番地の２
債務者　武　キク代
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部